

第 42 期決算公告

平成 21 年 6 月 18 日

東京都千代田区二番町14番地
株式会社 日本テレビアート
代表取締役社長 木村 誠宏

個別注記表

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 材料・消耗品(電球等) | 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法 |
| (2) 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------|--|
| (1) 有形固定資産 | 建物は定額法。その他の資産は定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物・構築物 6～50年 |
| | 機械設備・運搬具 4～17年 |
| | 工具器具備品 2～15年 |

尚、前期より法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した会計年度の翌会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。又、平成19年4月1日以後に取得した資産については、償却可能限度額及び残存価額を廃止し、250%定率法を導入しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

- | | |
|------------|--------------|
| (2) 無形固定資産 | 定額法によっております。 |
|------------|--------------|

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の法定繰入率に基づく繰入限度額により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、実際支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額の100%を退職金規程に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、退職慰労金支給に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するとみとめられるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

特にありません。

(貸借対照表の注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	391,631 千円
2. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	4,912,192 千円
短期金銭債務	41,415 千円

(税効果会計の注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産

貸倒損失損金不算入額	1,227 千円
賞与引当金繰入超過額	17,267 千円
未払事業税	10,417 千円
未払事業所税	2,311 千円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	31,223 千円

(固定の部)

繰延税金資産

減価償却超過額	480 千円
一括償却資産	559 千円
退職給付引当金繰入超過額	93,257 千円
役員退職慰労引当金繰入超過額	4,252 千円
<hr/>	
繰延税金資産の純額	98,549 千円

(1 株当たり情報の注記)

1. 1 株当たり純資産額	21,398 円 92 銭
2. 1 株当たり当期純利益	1,592 円 34 銭